

2024年（令和6年）の診療報酬改定に伴い6月1日以降算定開始いたします。

◆医療情報取得加算

当院は患者様に関わる医療情報を十分に活用し、最善の診察を実施する体制を整えています。そのためオンライン資格確認等システム導入について、厚生労働大臣の定める施設基準に適し、『医療情報取得加算』及び『医療DX推進体制設備加算』を届出しています。

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証によるオンライン資格等の利用にご協力をお願い致します。

◆医療DX推進体制設備加算

当院はオンライン資格確認で得た情報（受診歴・薬歴・特定検診などの必要な情報）を診察室などで確認できる体制を整備し、診察に活用致します。

◆在宅緩和ケア充実診療所に指定を受けました。

この在宅緩和ケア充実診療所とは機能強化型の在宅療養支援診療所で、看取り、緊急往診麻薬使用等に十分な実績があり、緩和ケア・看取りの経験をしっかりと積んだ常勤医師がいる診療所です。質の高い緩和ケアを提供していることが認められましたが、当院は更に安心できる在宅緩和ケアを目指し今後も切磋琢磨を続けます。今後ともよろしくお願い致します。

〔施設基準〕

- (1)機能強化型の在宅療養支援診療所又は病院の届出を行っていること。
- (2)過去1年間の緊急往診の実績が15件以上かつ在宅での看取りが20件以上であること。
- (3)緩和ケア病棟又は在宅での1年間の看取り実績が10件以上の医療機関において、3か月以上の勤務歴がある常勤の医師がいること。
- (4)末期の悪性腫瘍等の患者であって、鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないものに対し、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を実施した実績を、過去1年間に2件以上有していること、又は過去に5件以上実施した経験のある常勤の医師配置されており、適切な方法によってオピオイド系鎮痛薬を投与した実績を過去1年間に10件以上有していること。
- (5)がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した研修、又は緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等を修了している常勤の医師がいること。